

2025/1/20

危機管理ハンドブック 16「地震・津波について知ろう 自助編」
における「余震」の使用について

本冊子 P4 には、「余震」という言葉が使われています。

気象庁では 2016 年の熊本地震以降、“防災上の呼びかけ等においては、さらに規模の大きな地震への注意を怠ることのないよう、「余震」ではなく「地震」という言葉を使用” することとしています。

当協会としても、防災上の呼びかけ等においては使用を控えることとします。